

第1章

計画総論



1

計画の策定にあたって

1 計画策定の意義

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く「生きる力」を身につけていく上で欠くことのできないものです。

あらゆる場所で ICT の活用が日常のものとなった社会の中で生活する現代の子ども達は、幼いころから情報通信機器（以下「メディア」）に触れ、その利用は、年齢が上がるにつれて長時間になっています。それらの生活環境は、コミュニケーションの取り方にも影響を及ぼし、人間関係面で様々な問題を生じさせる要因の一つになっている一方で、メディアを利用して読書を行う電子書籍の利用も増えています。

読書に関しては、学年が上がるにつれ 1 か月に 1 冊も本を読まない児童生徒の割合が増えるなど、読書離れの傾向が伺え、読解力の形成に対する影響も懸念されています。

このような状況の中で、子どもの読書活動を推進していくためには、乳幼児期から児童・生徒期まで、年齢や発達段階に応じて、子どもの琴線に触れる書籍と出会える環境を、保護者や周りの大人達が積極的に構築するとともに、子ども達がメディアの利用の在り方に関する啓発を含め、社会全体で子どもの自主的な読書活動を支援する取り組みを行うことが必要です。

福岡市においては、平成 17 年に「福岡市子ども読書活動推進計画（第 1 次）」平成 23 年に第 2 次計画、さらに平成 29 年に第 3 次計画を策定し、家庭・地域、学校、図書館、関係団体、それぞれが密接に連携・協力し、様々な事業に取り組んできました。第 3 次計画の策定から 5 年が経過した今、上記のような子どもを取り巻く状況の変化を考慮しつつ、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、家庭、地域、学校、図書館等が連携しながら、子どもの読書活動のさらなる推進を目指して、「福岡市子ども読書活動推進計画（第 4 次）」（以下「計画」という。）を策定します。



2 国及び本市の動向など

<国の動向>

(1) 「子ども読書活動の推進に関する施策についての計画」の制定

国は子どもの読書活動を支援するために平成11年8月に、平成12年を「子ども読書年」とする決議を行い、取り組みをさらに進めていくために平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにするとともに、4月23日を「子ども読書の日」と決めました。

この法律に基づき、平成14年8月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されたことを受け、各地方自治体でも「子ども読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定し、子どもの読書活動を社会全体で支える環境整備に取り組みました。

平成14年に策定された国の基本的な計画は、平成20年3月に第2次計画、平成25年5月に第3次計画、さらに、平成30年4月に第4次計画が策定され現在に至っています。

第4次計画では、「1. 読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取り組みを推進」「2. 友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取り組みを充実」「3. 情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析」の3つの基本方針に基づく取り組みを通じ、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、その推進を図ることとしています。

(2) 学習指導要領の改訂

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）においては、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の向上が求められるとともに、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実が求められています。

この答申を踏まえ、学習指導要領等が改訂され、平成29年3月31日に幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領、平成30年3月30日に高等学校学習指導要領が公示されています。小学校、中学校及び高等学校においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要しつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されています。また、幼稚園では、引き続き幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それら

を通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等が明記されています。

(3) 「国民読書年」の制定

平成20年6月の国会において「国民読書年に関する決議」が採択され、平成22年を「国民読書年」とすることが制定されました。国民読書年には、読書のまちづくりの広がりや様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識を高めるため政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることが宣言されました。

(4) 「学校図書館法」の一部改正

平成26年6月に、「学校図書館法」の一部が改正されました。学校教育において、児童生徒の確かな学力の育成には、言語活動や探究的な学習の充実が必要であると同時に、読書活動等を通じて児童生徒の豊かな人間性を形成していくことが求められており、これらの活動を充実するために、学校図書館が利活用できる整備の重要性が明記されました。

具体的には、学校に司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の一層の利用を促すため、学校司書の配置や研修について努めることが盛り込まれました。

(5) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)の制定

令和元年6月に、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現」を目的とし、国や自治体に、視覚障害者等の読書環境を整備する責務を定めています。



＜本市の動向＞

(1) 「第9次福岡市基本計画 第3次実施計画」の策定

平成24年12月、福岡市では「第9次福岡市基本計画」（計画期間：平成25年度から令和4年度）を策定し、その分野別目標「目標1：一人ひとりが心豊かに暮らし、元気に輝いている」で「自ら考え、学び、行動する子ども・若者の育成」を施策として掲げるとともに、令和3年6月に策定した「政策推進プラン（第9次福岡市基本計画 第3次実施計画）」において、「読書活動の推進」を主要事業として位置付けています。

(2) 「第5次福岡市子ども総合計画」の策定

平成12年に策定した「福岡市子ども総合計画」は、平成17年に「次世代育成支援福岡市行動計画」として見直し、その中に「子どもの読書活動の推進」を掲げました。その後、平成22年3月に策定した「新・福岡市子ども総合計画」には、「ことばの教育による豊かな心の育成等を推進すること」を明記しています。平成27年3月の改訂では「読書活動の推進」を「さまざまな体験活動の充実」の施策の一つとし、令和2年3月の改訂でも引き続き位置付け、子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭、地域、学校、図書館が連携し読書活動への理解と関心を高める取り組みを進めることとしています。

(3) 「第2次福岡市教育振興基本計画」の策定

平成12年7月に策定した「教育改革プログラム」の成果と課題を踏まえ、平成21年6月に学校・家庭・地域が一体となって子どもをともに育むために「新しいふくおかの教育計画」を策定し、学校だけでなく家庭、地域・企業等が一体となって多様な教育課題を克服し、福岡市の教育目標を達成するために様々な施策に取り組んできました。引き続き、社会全体で子どもたちをよりよく育てていくため、これからの福岡市の教育の道筋を示す指針として「第2次福岡市教育振興基本計画」を策定しました。

この計画では、目指す子どもの姿を「やさしさとたくましさをもち ともに学び未来を創り出す子ども」とし、これを実現するための具体的な教育内容として読書に関する施策は、引き続き「豊かな心の育成」の中に重点施策として位置付け、子どもの読書活動のさらなる充実に向けて取り組んでいます。

3 第3次計画における取り組みの成果と課題

平成29年度から第3次計画に基づき、様々な事業に取り組んできたところですが、令和4年3月までの5年間を振り返り、その成果と課題を第3次計画が掲げる5つの基本目標ごとにまとめました。

(1) いつでもどこでも自分から読書に親しめる環境づくり

<成果>

就学前児童及びその保護者を対象に、継続的に絵本に触れられる環境づくりとして「スタンダード文庫事業」を進めました。第3次計画では、各公民館に配置した約100冊の文庫を活用して読み聞かせの会等行うことができました。

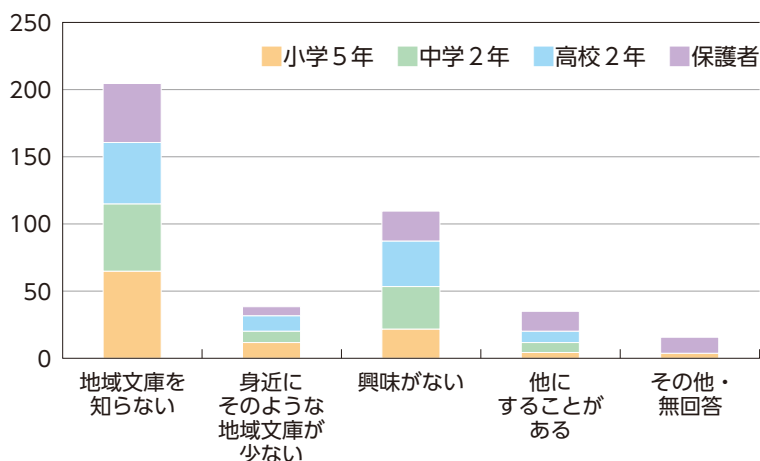
総合図書館においても児童図書蔵書数が増加し、また他の施設（美術館、アジア美術館、博物館、科学館、子どもプラザ、中央児童会館、背振少年自然の家、海の中道青少年海の家、市民福祉プラザ、人権のまちづくり館）においても図書コーナーを設け、その施設の特徴にあった児童向けの本を配置したり、展示会と関連させた図書を紹介したりするなど、各施設が工夫して子どもたちの身近に読みたい本がある環境を整えました。

また、各学校に配置されている学校司書により、蔵書の整理、季節を感じられる図書室の環境整備を行うことができました。

<課題>

地域における読書活動の拠点である公民館や地域文庫について、その存在を知らない子ども、保護者がいます。令和3年度に実施した「子どもの読書活動に関する意識調査（以下「意識調査」という。）」では、来所経験がない子ども・保護者の理由として「地域文庫を知らない」との回答が最も多く、公民館の文庫等をはじめ、地域の図書情報を広く周知に努める必要があります。

■ 地域文庫に来所しない理由



資料：R3 子どもの読書活動に関する意識調査

また、障がい等のある子どもが読書に親しめるように総合図書館の図書の郵送サービスについても、利用の促進を図るため効果的な周知を行うとともに、学校や様々な施設においても読書環境の充実をさらに図る必要があります。

(2) 大人も子どもも読書に親しめる機会づくり

<成果>

乳幼児期における家庭での読み聞かせは、子どもの読書習慣を身に付ける上で重要です。4か月児健診の対象者に絵本を配布し、親子が相互に語りかけることの大切さ、楽しさ等を伝えるブックスタート事業を第3次計画でも継続して実施しました。意識調査において、就学前保護者に関して、「読み聞かせを始めたきっかけ」は「4か月児健診で絵本をもらって」が24.3%と最も多く、ブックスタート事業の効果が表れています。

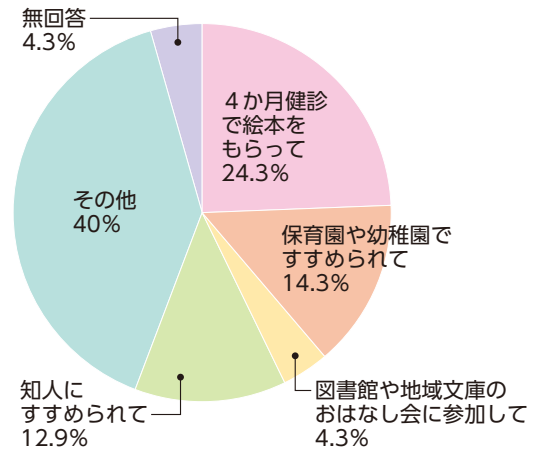
また、「その他」(40%)を選んでいる理由として「自分が読み聞かせをしてもらっていたから」など保護者の子どもの頃の経験が子どもへの読み聞かせのきっかけとなっています。意識調査によると、「本の読み聞かせが好き」と感じている子どもの割合が、小学生、中学生、高校生いずれにおいても前回調査より増加しています。

総合図書館や市内の10の分館では、ヤングアダルト(12歳から18歳)向けのコーナーを設置し、推薦図書の展示、「ヤングアダルトブックリスト」の作成・配布等を行いました。

「福岡市子ども読書フォーラム」は、子どもから大人まで市内全域から幅広い年齢層の市民が参加しており、様々な絵本の紹介、読み聞かせやおはなし会の実演、中学生・高校生によるイベントを通して、読書の楽しさを伝える場となりました。

第3次計画においては、コロナ禍によって、市の施設、図書館等での講座、読み聞かせの機会等が減少しており、中止したイベントもありました。

■ 読み聞かせを始めたきっかけ (未就学児を持つ保護者)



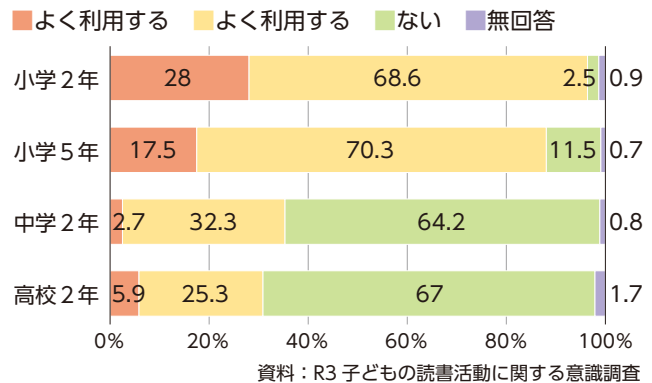
資料：R3 子どもの読書活動に関する意識調査



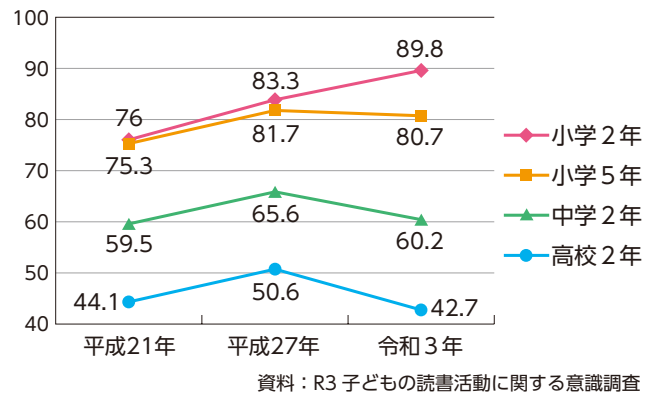
<課題>

学校図書館の利用に関する意識調査では、中学生以降大きく低下しています。また、「1か月に1冊以上本を読む」子どもの割合も、学年が上がるにつれ、低下する傾向にあります。子どもたちにとって最も身近な学校図書館を利用したくなるように、各学校での教育活動の中で、読書の楽しさを共有する機会、読書の楽しみ方を知る機会等をつくりつつ、家庭や地域でも乳幼児期、児童期、生徒期など年齢や発達段階に応じた読書機会として継続した取り組みを行う必要があります。

■学校図書館の利用状況



■1か月に1冊以上本を読む割合の推移



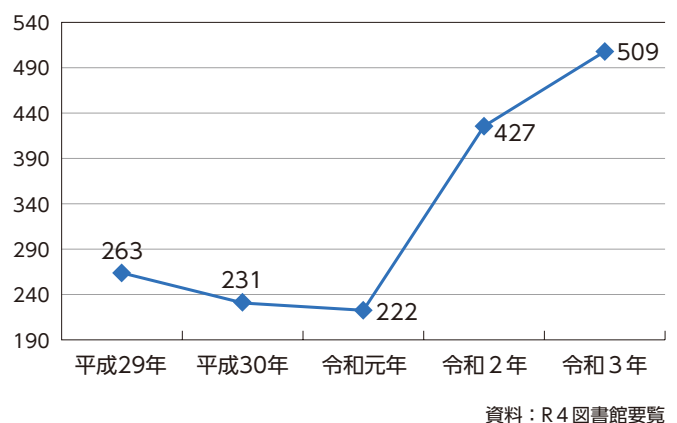
(3) 子どもの読書活動を支える人材づくり

<成果>

公民館を中心に地域で活動する読書ボランティアや公民館職員を対象にした交流会を開催し、地域の読書活動などについて情報交換を行い、読書ボランティアと公民館が連携する機会を提供しました。

また、総合図書館では「読書活動ボランティア講座」を実施し、第3次計画では、平成29年度から令和2年度までに延べ約1,700名が受講しました。(コロナ禍によって令和2年度はストーリーテリングコースを中止、令和3年度は両コース中止。)初心者コースは絵本の読み聞かせ、経験者コースはストーリーテリングを中心に、ボランティア活動を始めるきっかけづくりや、地域文庫活動の一助になっており、読書ボランティアの資

■小学生読書リーダー養成講座受講生の推移



質向上につながっています。

また、小学生を対象に毎年「小学生読書リーダー養成講座」を実施しました。年々認定者数は増加しており、認定を受けた読書リーダーは、本を紹介するポップの作り方や、絵本の読み聞かせ等を学び、学習した内容を生かして、それぞれの学校図書館で主体的に読書活動に関わることができています。コロナ禍となり、各学校で動画による講座配信をもとに受講する方法に変更し、令和2年度より受講者が増えています。平成29年度から令和3年度までで、1,652名の読書リーダーが認定されています。

司書教諭や図書館教育担当者、学校司書を対象に「学校図書館教育担当者連絡会」を開催し、学校図書館での実践発表や学校司書と学校図書館担当者との情報交換を実施しています。このことにより、司書教諭や学校司書をはじめとする、読書活動を支援する人材の育成につながり、学校の教育課程での読書活動と並行して行う学校図書館の展示や本の紹介、図書館の本を利用した朝の読み聞かせの実施など、学校図書館の活性化に結びつきました。

<課題>

学校における読書活動を推進するため、児童生徒に接する教員が自ら、読書活動の重要性を認識し、子どもたちに読書の重要性・楽しさを伝えていくことがもてられており、そのための研修の充実が必要です。

また、主体的な読書活動につながっている「小学生読書リーダー」のように、中学校等においても読書リーダーを育成することで、中学校でも幅広い主体的な読書活動の展開が期待されます。

総合図書館の「読書活動ボランティア講座」を継続して実施し、ボランティア人材を育成するとともに、講座を受講したボランティアが、学校や公民館を中心とした地域で活動できるような場をつくっていくことが必要です。

(4) 発達段階に応じた子どもと本とメディアのよい関係づくり

<成果>

メディアが子どもたちの生活に急激に普及している現状を踏まえ、中学校進学時に新中学1年生の保護者に対して、メディア啓発チラシを配布しました。また、要請に応じて中学校入学説明会の際に講師を派遣し、学習会を実施するなど、家庭に対する啓発も行うことができました。(令和2年以降は未実施) これにより、メディアを使用する際のルールづくりの重要性について、保護者等へ啓発しました。

また、福岡市独自に制定している「福岡市子どもと本の日」(毎月23日)の周知に努め、「本の日通信」のホームページでの配信や、学校への配布等により、市民の「福岡市子どもと本の日」の認知度は上昇しました。

映画配給会社と共働して「共読」ポスターを作成し、学校や図書館等に配布し、「共読」の推進に努めました。

令和3年3月に電子図書館を開館し、子ども向けの電子書籍も収集し、提供しています。また、電子図書館を活用してヤングアダルト向けの図書の紹介を行うことができました。

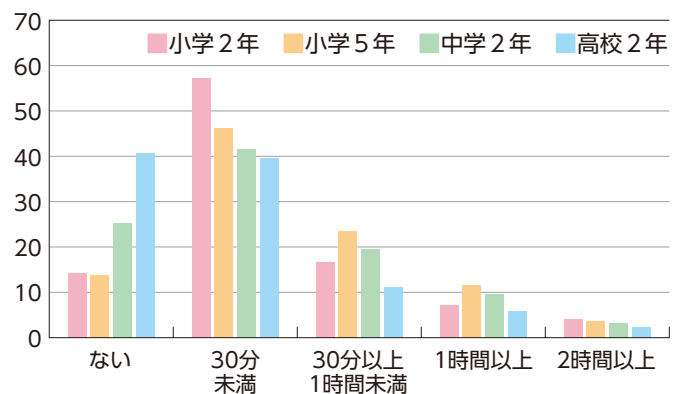
<課題>

前回調査と比べて、メディアの利用時間について、小学2年生以外およそ30分長くなっています。また、子どもだけではなく、保護者においてもメディアの利用時間は長くなっています。

読み聞かせをはじめとするあらゆる機会を活用し、家庭・地域においても大人と子どもと一緒に読書を楽しむ「共読」を継続して啓発していくとともに、メディアのよさをいかして、子どもが本の魅力に気づき、読書の楽しみ方を知る取り組みを継続して実施していく必要があります。

未就学期や小学校低学年においては保護者等との「共読」の推進や、高学年以降は電子書籍も視野に入れた読書活動の推進など、年齢や発達段階に応じた子どもとメディアと読書の関係づくりが必要です。

■平日での時間の使い方
(パソコンや携帯、スマートフォンを使う)



資料：R3 子どもの読書活動に関する意識調査

(5) 市民全体として子どもの読書活動を支えるしくみづくり

<成果>

平成17年度から毎年開催している啓発イベントである「福岡市子ども読書フォーラム」については、学校図書館関係者、読書ボランティア、中学生・高校生、書店組合、総合図書館などと連携し、子どもから大人まで幅広い年齢層の市民が楽しめる内容で実施し、平成29年から令和元年度までの3年間でおよそ1,751名が来場しました。コロナ禍によって、令和2年から中止となっており、今後実施方法の検討が必要です。

第3次計画の進捗を確実にするため、学識経験者や学校図書館関係者、読書活動ボランティアなどの外部委員と、行政組織で構成する「福岡市子ども読書活動推進会議」を設置し、定期的に計画の進捗状況の把握と検証を行い、課題の解決に努めました。

「学校図書館支援センター」が、学校図書館の運営や環境整備等に関する学校からの

相談に助言・指導を行うとともに、学校の要請に応じて学習用図書の配送を行うなど、学校図書館の運営等の支援を進めました。

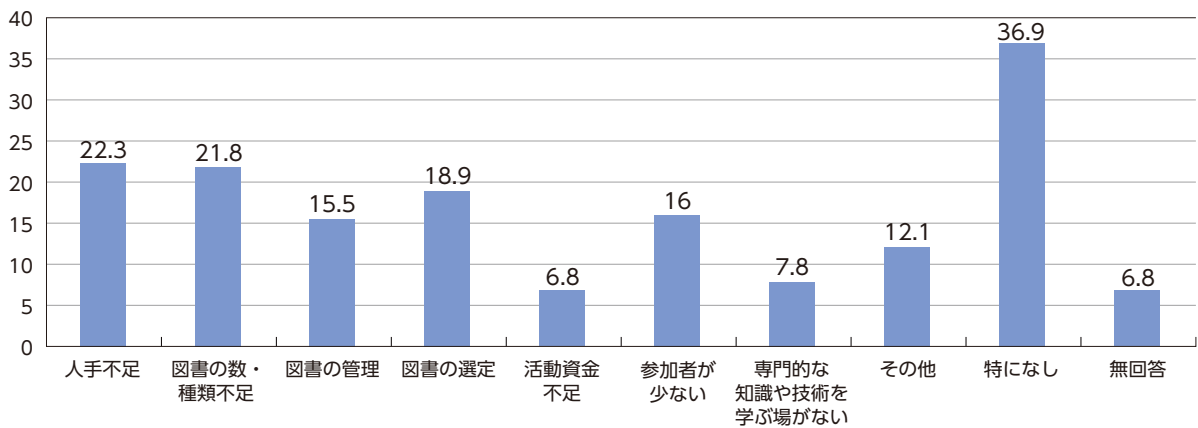
<課題>

地域において、公民館等が読み聞かせなどの取り組みを行う際に、読書ボランティア等の支援を求めていることが、意識調査やアンケート調査で明らかになっています。

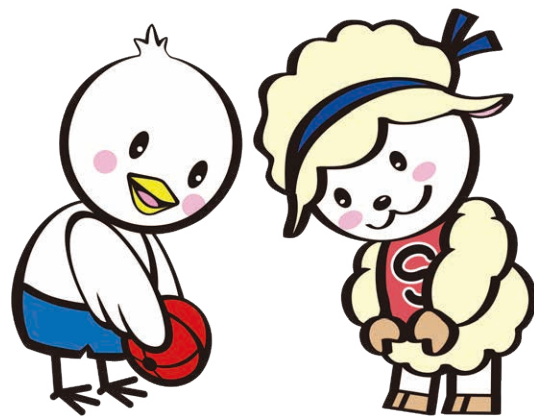
総合図書館で毎年実施している「読書活動ボランティア講座」への応募数は、毎回定員を超えており、読書活動を希望するボランティアが潜在していることから、ボランティア活動を希望する人材を地域ニーズにつなげるしくみづくりが求められています。

また、「子ども読書活動推進会議」における進捗状況の確認・検証をより具体的なものとするため、課題解決のための協議体制の強化を図る必要があります。

■活動をする上で困っていること(地域で活動する読書活動団体の回答)



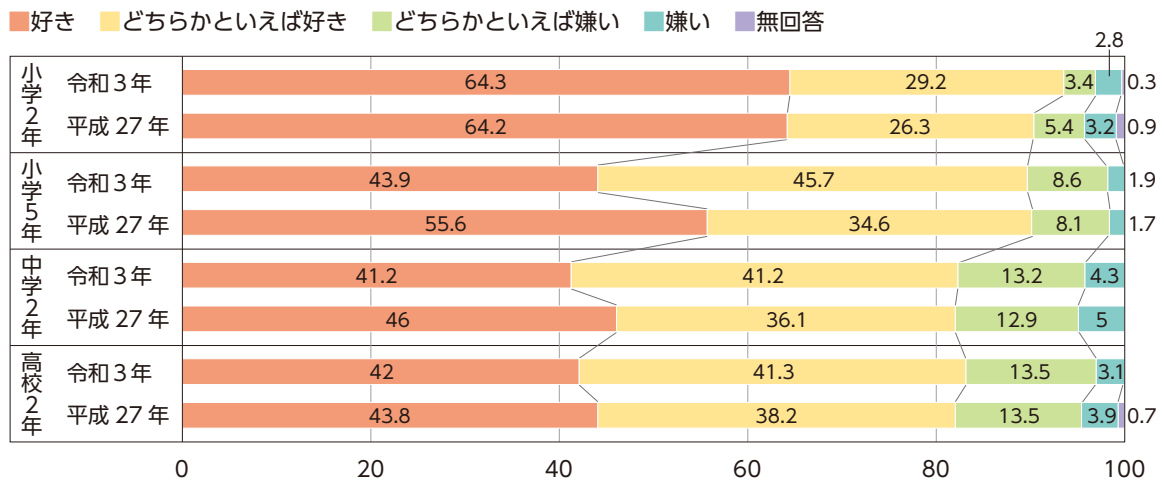
資料：R3 子どもの読書活動に関する意識調査



4 数値目標達成状況

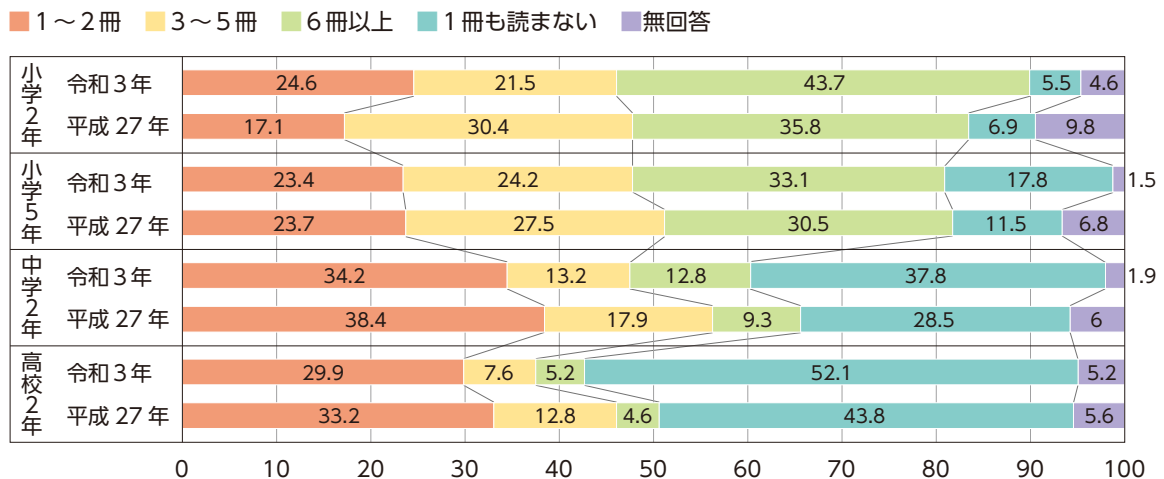
読書が好きな子どもの割合 90%以上 ⇒ **87.5% (前回比 1.3%増)**

令和3年度意識調査結果の87.5%は、各学年の平均値であり、小学2年生では目標値90%を達成していますが、小学5年生では89.6%、中学2年生が82.4%、高校2年生が83.3%と、目標値を下回っています。中学2年生、高校2年生は前回調査よりわずかに増加しており、今後も中高生に向けた取り組みは必要です。



1か月に本を1冊以上読む子どもの割合 5%増 ⇒ **1.2%減 (69.1%)**

各学年の結果は、小学2年生は89.8%、小学5年生は80.7%、中学2年生は60.2%、高校2年生は42.7%となっており、小学2年生は6.5%増加と目標を達成していますが、各学年の平均値で見ると1.2%減少と目標を下回っています。



2 計画策定の基本的な考え方

1 計画の目指す姿

第2次福岡市教育振興基本計画では「やさしさとたくましさをもち ともに学び未来を創り出す子ども」の姿を目指しています。

変化の激しい社会の中において、子どもたちの他者を思いやるやさしさや、たくましく生きる力を持ち、多様性を認め、様々な人とともに学び、感性を豊かに働かせながら、よりよい人生や社会の在り方を考え、試行錯誤しながら問題を発見・解決し、新たな価値を創造していくことができる力をはぐくんでいくことが必要です。

同計画においては、子どもが進んで学校図書館に足を運び、学習に役立てるとともに、読書の楽しさを味わえるよう「読書・学習・情報」センターとしての機能を充実し、確かな学力の向上及び豊かな心の育成を図るなど、子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。

福岡市子ども読書活動推進計画（第3次）では、心豊かに生きていくために人と人をつなぐ「ことば」を大切にし、子どもたちがみんな、いつも輝いている福岡市を目指して、子どもが楽しい本の世界に触れることができるように子どもの読書活動を推進しました。

地域、学校、図書館など子どもたちの身近な場所に読みたい本がある環境をいかし、読書（本）の世界の魅力と子どもたちをつなぐという視点で、子どもが読書に親しめる環境づくりを行いました。学校で読書活動を支援する体制が充実し、学校図書館の活性化につながりました。また、あらゆる年齢層に対して読書に親しむ機会を提供することもできました。

一方、1か月に本を1冊以上読む子どもの割合が減少傾向であり、その要因を捉えた取り組みの検討が必要です。近年、子どもたちに一人一台端末が整備されていること等を踏まえ、読書に関する様々な取り組みの状況等を情報共有の場としてICTを活用する等、ICTを活用した体制づくりを推進していく必要もあります。

第4次計画では、第3次計画の成果をいかすとともに、課題解決に向け、4つの分野で取り組みの行政セクションを明確にし、次へのステージとして、自ら読書を楽しみながら、人との関わりの中で読書の楽しみを広げる読書活動を推進することとしました。

2 計画の基本目標

「～広げよう 子ども達の本の世界 共につくろう ことば輝くまち～」

子ども達が心豊かに生きていくために、自ら読書を楽しみながら、人との関わりの中で読書の楽しみを広げ、子どもと大人が共にことば輝く福岡市をつくることを目指して、子どもの読書活動を推進していきます。

(1) 自分から読書に親しめる環境づくり

すべての子どもが本を読みたいと思う時、身近なところに、その子どもに合う本がある環境づくりを進めていきます。

(2) 自分から読書に親しめる機会づくり

すべての子どもが、保護者や身近な大人、友達なども一緒に読書を楽しめる催し等を開催し、子どもと大人が読書の楽しさを共有できる機会づくりを進めていきます。

(3) 子どもの読書活動を支える人材づくり

教員や学校司書、学校・図書館・地域におけるボランティア等に対する研修を充実させるなど、子ども読書活動を支える人材の育成と資質の向上に努めていきます。

(4) 子どもの読書活動を支えるしくみづくり

市の関係機関や保護者、子どもに関わる団体などが一体となって取り組むしくみやICTを活用した体制づくりなど、家庭・地域、学校、図書館が連携・共働するしくみづくりを進めていきます。

3 計画の位置付けと性格

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第9条第2項に定める、「市町村子ども読書活動推進計画」として策定するもので、本市における今後6年間の子どもの読書活動推進に関する基本的な考え方や施策の方向性について明らかにしています。

4 計画の4つの取り組み分野

計画の目標を実現するため、家庭、地域、学校等の生活・活動の場などに応じて、計画に4つの取り組み分野を設定するとともに、関係する行政セクション等を明確にし、子どもの読書活動を推進するための取り組みに努めます。

(1) 家庭・地域における読書活動の推進

家庭は、常に子どもの心の拠り所となるものであり、乳幼児期から家族との触れ合いを通して、子どもが基本的な生活習慣や人に対する信頼感、豊かな情操などを学んでいく場です。

また、子どもの「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するためには、あたたかい家庭や、家族との触れ合いを大切にしながら、多様な遊びや自然体験、社会体験など数多くの体験や機会をつくることが重要です。

しかしながら、近年、スマートフォンをはじめとするメディアの家庭への影響は非常に大きく、子どものメディア使用時間は長くなり、大人自身もメディア中心の生活になっている状況がみられ、親子が触れ合う時間や自然体験、社会体験の減少が危惧されています。また、経済的にも精神的にも厳しい状況に置かれた子どもの問題が取り上げられるなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、環境の変化が子どもの読書活動にも影響を与えていると考えられます。

これまで、家庭における子どもの読書活動を推進するために、ブックスタート事業等、家庭に絵本がある環境づくりを進めるとともに、保育園・幼稚園等で読み聞かせの重要性を保護者に啓発し、本と触れ合う機会を提供するなど、子どもがいつでもどこでも本と触れ合うことができる環境づくりを進めてきました。

また、地域は子どもが様々な世代の人と交流し、いろいろな活動や生活体験を通じて成長する場ですが、都市化が進み人間関係が希薄化するにつれ、地域のつながりや交流が減ってきているため、公民館や子どもプラザなどを中心に、子育てサークルや子育てサロンなどを開催する子育て支援の取り組みが行われています。その中で、絵本を使った読み聞かせやおはなし会などを実施し、大人と一緒に本を読む楽しさを伝えてきました。また、公民館にはスタンバード文庫をはじめとする絵本等を配置した書架コーナーも設置されており、子どもも大人も本を楽しめる身近な公共施設として活用されています。

この計画では、子ども読書活動の基礎となる家庭・地域の役割の重要性を改めて確認し、第3次計画の家庭・地域を中心に進めてきた取り組みを継続して実施するとともに、地域のボランティアとの連携を充実し、子どもに本の楽しさや魅力を伝え、大人も子どもと一緒に読書を楽しめる取り組みを推進していきます。

(2) 学校における読書活動の推進

本市では、令和2年3月に「第5次福岡市子ども総合計画」を策定し、その中で「子ども・若者の自立と社会参加」を目標とした施策として「子どもの居場所や体験機会の充実」をあげ、その中で「読書活動の推進」を位置付けています。また、令和元年に「第2次福岡市教育振興基本計画」を策定しましたが、その中でも読書に関する施策は引き続き重点施策として「豊かな心の育成」の中に位置付けています。

国においても、平成19年に学校教育法の中で「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基本的な能力を養うこと」が盛り込まれ、平成29年3月に改訂された学習指導要領では言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されています。

読書活動については、各学校において、各教科における調べ学習の充実等を進め、必要に応じて学校図書館を利用しています。また、読書活動の中心となる学校図書館は、学校長のリーダーシップのもと、司書教諭を中心に、学校司書、児童生徒、読書ボランティアなど多くの人が関わり運営しています。さらに、平成27年度に学校図書館支援センターを設置し、学校は学校図書館の環境整備や活用等についての助言指導を受けることができおり、学校図書館の活性化が進んでいます。

一方で、意識調査などから、学年が上がるにつれ本を読まない子どもが増加する傾向があること、学校図書館の利用率が下がる傾向にあることから、中高生に向け効果的な読書活動を推進していくことが課題だと考えています。

この計画では、これらの課題解決を目指し、子どもの読書活動の実態を把握し取り組みを進めます。また、学校図書館支援センターを活用するとともに、学校図書館に関わる人材の育成を図り、「読書センター」「学習センター」「情報センター」の役割を持つ学校図書館の活性化を目指します。

今後も、子どもが主体的・意欲的に読書活動を進め「ことばの力」を伸ばし、豊かな心の育成と学力向上を図っていきけるよう、読書活動を一層推進していきます。

(3) 図書館における読書活動の推進

本市では総合図書館を本館として各区に11の分館があります。総合図書館には、子ども図書館もあり、各図書館・分館で、大人も子どもも本と出会い、読書を楽しんでいる姿がみられます。特に、子どもに本の楽しさを伝えるため、多くの読書ボランティアと連携して、おはなし会を実施しています。

また、年齢に応じた図書や絵本、紙芝居、文庫用品なども収集し、貸出するだけでなく、読書活動ボランティア講座の開催、ホームページ等での様々な情報提供を行うとと

もに、点字図書館（総合図書館内）においては視覚障がいのある子ども向けの点字図書や録音図書などを収集しています。

地域における読書活動を支援するための団体貸出や、学校図書館を支援するための学校図書館支援センターの運営など、図書館は家庭、地域、学校等すべての読書活動の拠点として重要な役割を担っています。

この計画では、子どもたちの読書の現状を踏まえ、子どもたちに読書の楽しさを広く伝えていく活動や、誰もが利用しやすい図書館として図書・資料の整備やサービスの充実を継続していきます。

（4）家庭・地域、学校、図書館の連携による読書活動の推進

子どもは、家庭、地域、学校等で、遊び、学びながら成長していきます。子ども達のまわりには多くの大人がいて、子どもの成長を支えるとともに、その成長に大きな影響を与えています。子どもがいろいろな人と触れ合い、健全に成長していくためには、私たち大人が、子どもの手本となるよう行動するとともに、自ら読書の重要性を認識し、それぞれが連携・協力しながら共に子どもを育てていくことを意識することが大切です。

第4次計画では、家庭・地域、学校、図書館という子どもたちの生活・活動の場において取り組み分野を設定していますが、それらが連携し、子どもの読書活動を支えるしくみを構築していきます。また連携の体制を強化するため、ICT 端末等を活用したり、子どもへの読書の情報提供を行ったり、関係団体との連携を図ったりしていきます。

子ども達が自ら読書を楽しみながら、人との関わりの中で読書の楽しさを広げ、子どもと大人が共に「ことば輝く福岡市」をつくることができるよう、あらゆる機会を生かして読書（本）の魅力を発信しながら、この計画を効果的に推進していきます。

5 計画の対象

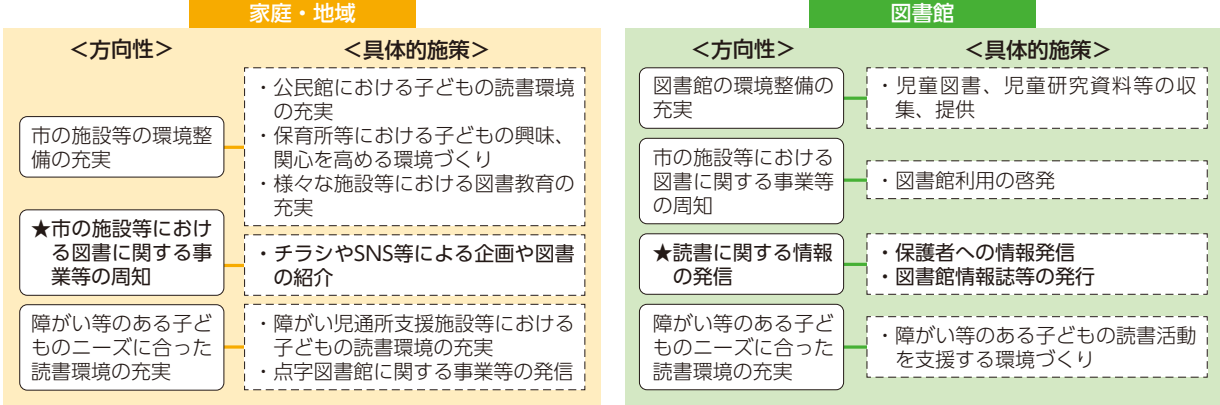
この計画の対象は「概ね 18 才以下のすべての子ども」とします。

6 計画の期間

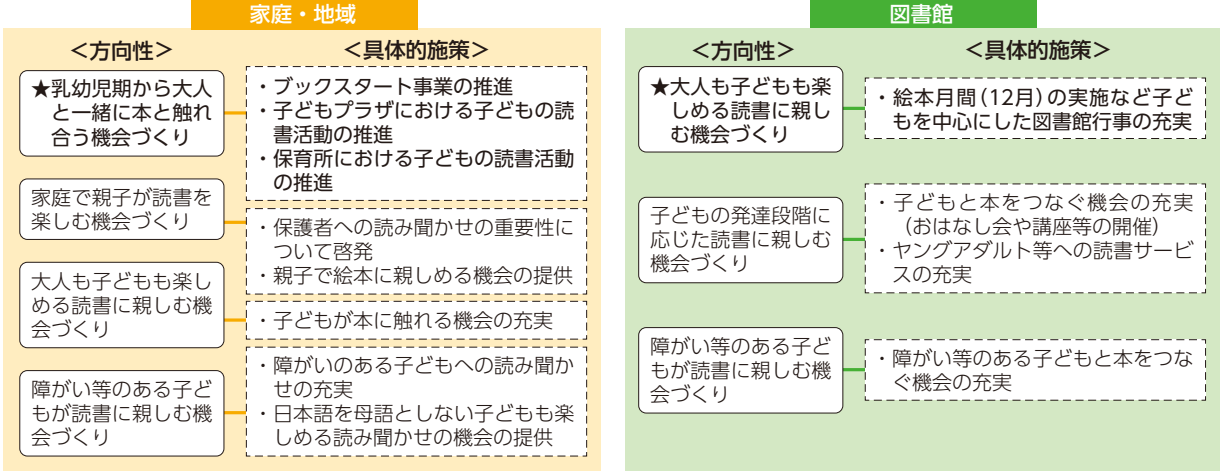
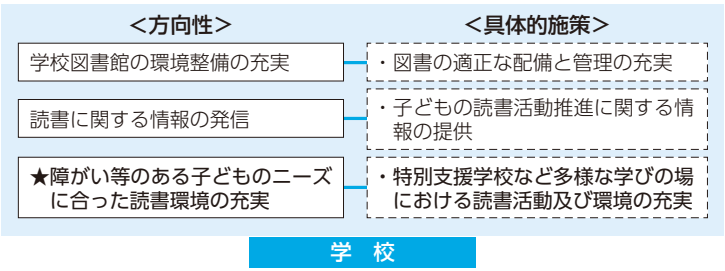
この計画の期間は、令和 5 年度から令和 10 年度の 6 年間とします。

7 福岡市子ども読書活動推進計画（第4次）体系図

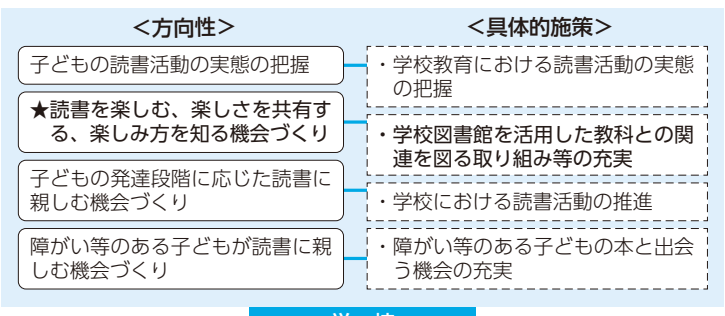
福岡市子ども読書活動推進計画（第4次）基本目標 広げよう 子ども達の本の世界 共につくろう ことば輝くまち



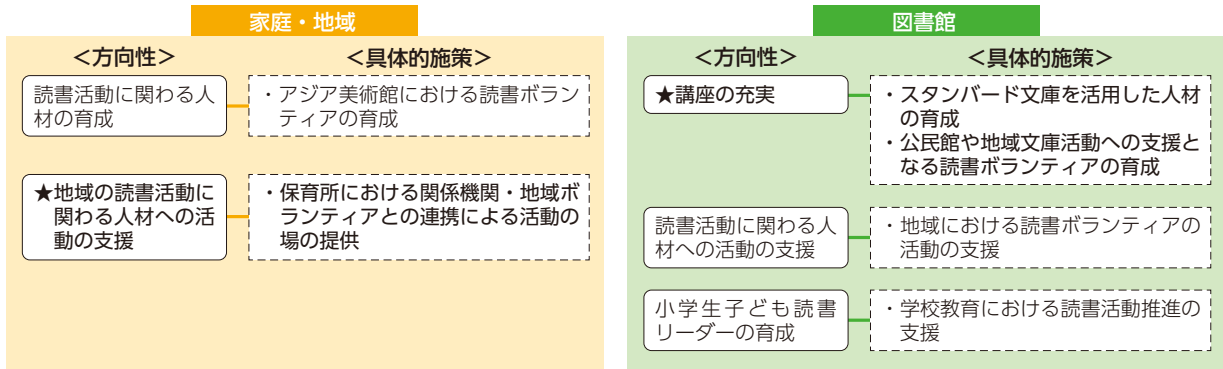
目標1 自分から読書に親しめる環境づくり



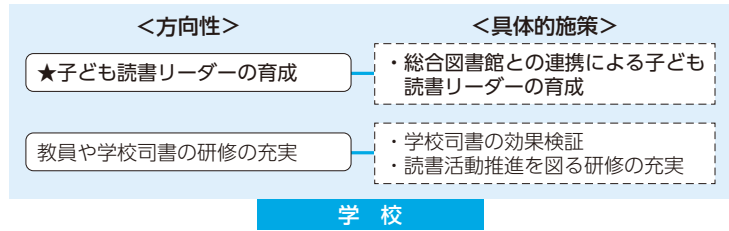
目標2 自分から読書に親しめる機会づくり



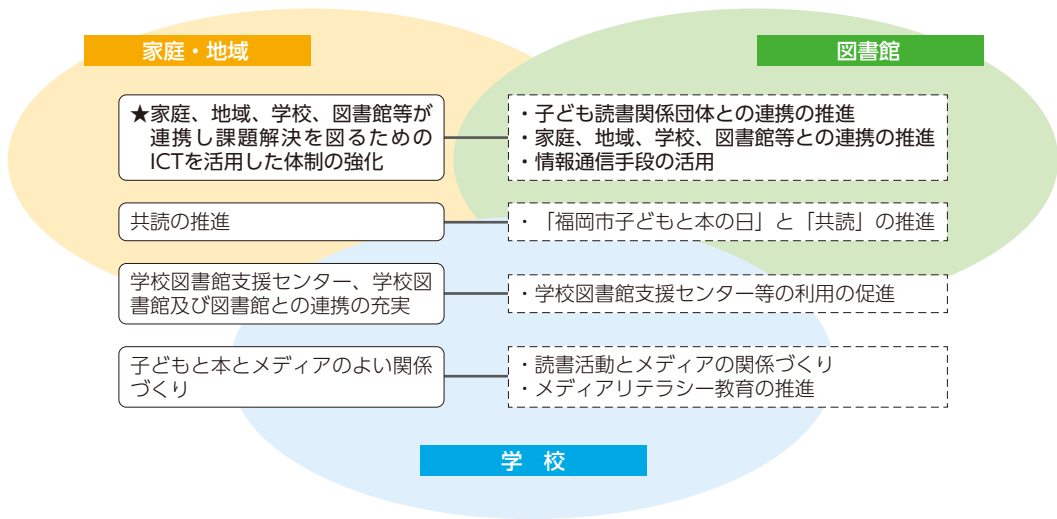
数値目標 読書が好きな子どもの割合……………90%以上
1か月に本を1冊以上読む子どもの割合……………5%増



目標3 子どもの読書活動を支える人材づくり



目標4 子どもの読書活動を支えるしくみづくり



8 重点的に取り組む施策

第3次計画までの成果と課題を踏まえ、次の10項目について重点的に取り組んでいきます。

1 家庭・地域における読書活動の推進

● 市の施設等における図書に関する事業等の周知

公民館や市のあらゆる施設に本を配置するなど、地域における読書環境の整備は進んでいます。しかし、地域文庫等を知らないため、利用したことがない子どもや保護者がいました。子どもたちが利用しやすいよう、図書の利用ができる施設や図書に関する事業等を積極的に周知し、地域文庫等の利用促進に努めたり、様々な施設における読み聞かせ等の参加者を増やし、子どもと本の出会いを推進します。

● 乳幼児期から大人と一緒に本と触れ合う機会づくり

平成16年から開始したブックスタート事業は、意識調査の結果からも読み聞かせ開始年齢が早まるなど、子どもの読書活動の推進に有効であり、引き続き継続して実施します。また、幼稚園や保育園等において、読み聞かせ、おはなし会を実施するなどして、読書習慣形成の基盤となる読書の楽しさを子どもが感じられる機会を一層充実させていきます。

● 地域の読書活動に関わる人材への活動の支援

都市化が進み人間関係が希薄化するなど地域のつながりや交流が減ってきています。子どもの読書活動を推進するためには、読書を楽しむ身近な大人の存在が欠かせません。公民館をはじめとする地域文庫等を活用するボランティア、利用する市民との出会いが、新たな子どもの本の世界を広げられるよう、地域ボランティアと連携した読書活動を推進していきます。

2 学校における読書活動の推進

● 障がい等のある子どものニーズに合った読書環境の充実

読書バリアフリー法が施行され、障がいの有無に関わらず、すべての国民が読書することのできる環境を整備していくことが求められています。学校においては、これまで学校図書館の環境整備を進めてきました。障がい等のある子どもが利用する図書室や視聴覚室など読書環境を整備するとともに、ニーズに合った本、読書活動を支援する教材教具等の充実を推進していきます。

● 読書を楽しむ、楽しさを共有する、楽しみ方を知る機会づくり

学校における読書活動は、学校図書館を中心として行われています。学校図書館には、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての役割があり、組織的、計画的に運営していく必要があります。そのために、学校教育における学校図書館の活用を系統化した「学校図書館全体計画」をもとに、学校図書館を活用した教科との関連を図る取り組み等を行います。

小学校、中学校、高校と学年が上がるにつれて、学校図書館の利用率が低下しています。子どもが、自ら学校図書館へ足を運びたいくなるよう、学校の教育活動の中で、読書を楽しむ、読書の楽しさを共有する、読書の楽しみ方を知る機会を充実させていきます。

● 子ども読書リーダーの育成

子どもの本の世界は、人との関わりの中でさらに広がっていきます。これまで総合図書館と連携を図りながら読書活動に関心がある子どもが小学生読書リーダーとなり、他の子どもに対して主体的な読書活動を行って、お互いに読書を楽しむことができるなど一定の成果がありました。中学生においても、図書委員などが環境整備等で活躍していますが、幅広く読書リーダーとなる人材の育成を図り、主体的な読書活動につなげていきます。

3 図書館における読書活動の推進

● 読書に関する情報の発信

小学生、中学生、高校生、どの世代においても、9割以上の子どもが読書は大切であると考えており、本を読むことで知らないことがわかる、楽しい、国語の力がつく等、読書のよさをとらえています。子どもに対しては、本の紹介をはじめ、図書館の取り組みの発信や公民館におけるスタンダード文庫の周知をしたり、保護者に対しては、家庭における読み聞かせの大切さを啓発したりする等、子どもの読書に関する情報を積極的に発信していきます。

● 大人も子どもも楽しめる読書に親しむ機会づくり

読書は楽しいものであり、未知の世界とのわくわくするような出会いやドキドキするような冒険との出会いがあります。12月に絵本月間を設定し、絵本の魅力を子どもも大人も味わうことができる機会をつくっていきます。

● 講座の充実

地域での読書活動は、読書ボランティアが地域文庫を活用して読み聞かせを行うなどにより支えています。読書ボランティアに対する講座等を通して養成やスキルアップを図ってきましたが、さらに講座の内容を充実させ、読書ボランティア等子どもの読書活動に携わる人材の資質・技能の向上をはかります。

4 家庭・地域、学校、図書館の連携による読書活動の推進

● 家庭、地域、学校、図書館等が連携し課題解決を図るための ICT を活用した体制の強化

家庭・地域、学校、図書館等が連携し、子どもの読書活動の課題解決に向けて取り組む体制を強化していきます。子どもは、一人1台端末が配布され、学校の学習等様々な機会に ICT を活用しています。一人1台端末等を使って、読書に関する様々な取り組みの状況等を情報共有の場として ICT を活用したり、子どもの読書活動推進の方法として ICT を活用した取り組みを実施したりと、ICT を活用した体制づくりを進めていきます。



9 数値目標の設定

- 読書が好きな子どもの割合……………90%以上
- 1か月に本を1冊以上読む子どもの割合……………5%増

令和10年度までに、意識調査における「読書が好きな子どもの割合」90%以上、及び「1か月に本を1冊以上読む子どもの割合」5%増を目指します。

【現状値】 令和3年度意識調査

・ 読書が好きな子どもの割合	87.5%
・ 1か月に本を1冊以上読む子どもの割合	69.1%

10 計画の推進体制

(1) 子ども読書活動を推進するための体制の強化

計画を円滑に推進していくため、「福岡市子ども読書活動推進会議」を設置して定期的に会議を開催し、計画の進捗状況の把握と検証をしていきます。

同会議は、学校図書館関係者やボランティア活動者など子ども読書活動を行っている外部委員が中心となって、積極的に課題解決を目指した協議を行います。

(2) 関係機関等との連携

関係行政機関との連携に加え、多くの書店や出版社、映画配給会社等の事業者と幅広く連携・協力し合うことで、子どもだけでなく大人の読書活動も含め一体的に推進していきます。

(3) 地域ボランティア等との共働

計画では、行政が中心となって施策を展開していきますが、それだけでは、十分な推進はできません。地域で活動している多くのボランティアと共働することで、行政だけではできない活動を含めて、地域において広く深く継続することができる子どもの読書活動を推進します。